

令和5年度稼げる地域観光支援事業コーディネーター事務局業務受託者公募に関する説明書

1 業務の概要

(1) 業務名 令和5年度稼げる地域観光支援事業コーディネーター事務局業務

(2) 業務の目的

- ・ 観光業界においては、新型コロナウイルス感染症の影響で低迷した観光需要については、回復傾向にあるものの、コロナ禍において借り入れた資金の返済をはじめ、人手不足や物価高騰への対応など、事業者は依然として厳しい状況に置かれています。
- ・ また、グローバル化の進展とともに、感染症拡大を契機としてライフスタイルや価値観が多様化し、団体旅行から個人旅行への転換が進むなど、旧来の観光地では、対応しきれないニーズが生まれています。
- ・ このような中、観光業界が、持続的な発展をしていくためには、インバウンド需要をしっかりと取り込むとともに、事業継続や生産性向上に向けた取り組みを講じていく必要があります。
- ・ そこで、茨城県では、アフターコロナにおける観光需要を効果的に観光地へ取り込み、地域の「稼ぐ力」を向上させるため、インバウンド向けコンテンツの新たな造成や国内向けコンテンツの転換・高付加価値化等を支援します。

(3) 業務内容 別添仕様書のとおり

(4) 業務期間 契約締結日から令和6年3月31日まで

(5) 委託費の上限額 45,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※なお、この金額は、事業内容の規模を示すものであり、予定価格を示すものではないことに留意すること。

2 担当部局

茨城県 営業戦略部 観光物産課 観光戦略担当 小沼

電話 029-301-3617 FAX 029-301-3629 E-mail kanbutsu1@pref.ibaraki.lg.jp

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号又は同条第 3 号に規定する者でないこと。

4 提出書類

- (1) 企画提案提出書（様式第 1 号）
(2) 資格要件に関する申立書（様式第 2 号）
(3) 企画書（任意様式）

企画書は 1 冊の資料としてまとめ、無記名のもの（社名部分を隠したもの）、社名を記載したものを提出すること。

- (4) 見積書（任意様式）

見積書は、無記名のもの（社名部分を隠したもの）、社名を記載したものを提出すること。なお、無記名のものについては、（3）企画書に添付すること。

- (5) 事業実績書（任意様式）
(6) 会社概要又は会社概要パンフレット

5 提出期限

- (1) 提出締切 令和 5 年 7 月 21 日（金）17 時 必着
(2) 提出方法 電子メール（提出先は前記 2 参照）

※電子メール送信後は、必ず電話により受信確認をすること。

- (3) 留意事項

- ・ 提出メールには、①代表者名、②所属先、③連絡先（担当者名、電話、メールアドレス）を明記すること。
- ・ 提出書類は、全てのファイル合わせて、原則、10MB 以下に収めること。

6 質問の受付

- (1) 期 限 令和 5 年 6 月 27 日（火）から令和 5 年 7 月 7 日（金）15 時まで
(2) 受付方法 電子メールにて受け付ける。（提出先は前記 2 参照）

※電子メール送信後は、必ず電話により受信確認をすること。

- (3) 質問内容

原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続きに関する事項に限る。
（他の事業者からの参加表明、企画提案書の提出状況等には回答しない。）

- (4) 回答方法

質問に対する回答は、令和 5 年 7 月 10 日（月）に質問者に対し電子メールにより回答する。ただし、質問内容によっては当該日以降に回答する場合がある。

また、回答した内容は本県ホームページ上で公開する。

7 その他

企画提案の審査は提出された内容に基づき行うが、採用決定後、提案内容をそのまま委託するとは限らない。また、委託金額は採用決定後、見積書を徴し別途決定する。